

した裁判所はどう云ふ風にして當の事實を知悉するに至るかが問題となつて来る。

(4) 事實に關する違反が裁判を自體から判明することがある。即ち間違つた意見が表決に勝を制した場合である。此の違反は事實關係が言渡された裁判と一致しないことからして推知することが出来るであらう。

之に反して法律に違反する意見の貫徹しなかつた場合にあつては、裁判自體からは違反は明瞭でない(註1)。

何れの場合に於ても、合議裁判所の何れの判事が自分の義務に違反したものであるかは明かに看取することは出来ない。

表決の組合せの想像し得られるいろいろな見込は各判事にとつて違法の意味で表決しなかつたと云ふ蓋然性と、逆に違法の意味で表決したと云ふ蓋然性を同一の程度に成立せしめるのであつて、合議裁判所の「匿名性」Anonymität は此の點に於て極めて顯著なるものがある。

素より合議裁判所は一個の統一體として己れの裁判の責に任ずるものであるけれども、全員は己れの名を以て裁判を擔保する次第であるから(註2)(註3)、義務違反の裁判の結果についても合議裁判所全體で其の責に任じなければならぬと論結する論據となる法律の規定は全然存在しないのである。

(註1) 此の場合にあつては損害は發生することはないであらうけれども、法の曲解の未遂(Frank: § 336 III)竝に職務上の違反 Dienstvergehen は残存することがあり得る。

(註2) フランス法(第二十三節の註十五を参照せられたい)及びプロイセン普通邦法は、職務上の義務違反に由る損害賠償の義務につき部分的に別様の規律を設けて居るのであつて、是等の諸法にあつてはすべての判事が「合議裁判所全體の擔任する所である事務について其の責に任ずる」ことを必要としたのであつた(第百二十七條第二項第十號)。「故意及び過失の場合にあつては」すべての判事が、「一人は全體に對して、そしてまた全體は一人に對して」«*ein für alle und alle für einen*» 負責するものである(第二十九條第一項第六號と相關する第百二十八條)。「比較的輕い若くは至極輕微な過失」の場合にあつては、各人は只自身自身の過失についてのみ負責するに止まる(第三十二條第一項第六號)。「各人が自分の特別な過失に因つて損害の如何なる部分を加へたか」を確認することが出来ないときは、すべての判事は此の場合にあつても連帶して負責する(第三十二條第一項第六號)。一般の規定上個人のみが負責するに止まる場合にあつても、此の者が支拂を爲すことが出来ないときにあつては殘餘の者が他人の部分をも負擔しなければならない(第百二十九條第一項第十號)。其の他の點に於ても免責の可能を精確に規律するに當つては、合議裁判所のすべての判事の被害者に對する補充的負責 «*subsidiäre Haftung*» が規定されて居るのである。

(註3) «*Nöddeke: Gruch. 42, 826*» は正當である。反對は «*Hafner: 71 C.*» 此の中前者は、多數が此の裁判に贊成の表決をしたと云ふ推定丈しか成立しないと云ふのである。

違法に行爲をした者の何人であるかを知ると云ふことは、現行法上刑事訴訟に於ても、民事訴訟に於ても、はたまた懲戒手續に於てもすべての場合を通じて缺くべからざる必要である。本來の意味に於ての集合的負責 «*Kollektivhaftung*» は存在するものではなす。

刑法第二百二十七條及び民法第八百三十條の規定は、只外見の上で此の原則に對する例外たるのみに過ぎなす。所謂争闘 «*Raufhandel*» への關與は、其の特に危險であるの故を以て特別犯として處罰することとしたのである(註4)。民法第八百三十條第一項第二段に由る負責は、各關係者が相當因果關係

の法則上損害を招來するに適した行爲を犯した事、更に關係者の一人が損害を招來したことを必要とすること、併し乍ら結局想像し得られる發頭人の何人が損害の本當の發頭人であるかを認定することの出來ないことを前提とするものである(註五)。

(註四) 同説、Frank: § 227 II 並に通説。争闘への關與の可罰性を刑法第二百二十七條第一項中表示してある結果の惹起の推定のみと認めて居る反對説は、此の規定を以て本文中に於て樹立した原則の例外として認めなければなるまい。

(註五) Oege im RGRKomm. § 830, 4 und RGL. 98, 68. を参照せられたい。

所が評議及び表決の際に於ける違法の行狀の報告は記録中に於ては恐らく決して見出すことは出來ないであらうから、ここに論じた種類の場合に於ては、常に關係の裁判官の被告人若しは證人として爲すことを必要とする所の開示竝に證明が大切である。

上告審に於ける證人としての裁判官についての議論からしてここに踏襲することの出來るのは、評議の經過についての一般的な嚴格な舉證の禁止は成立して居ないと云ふことである。

(b) 刑事訴訟手續に於ては本案についての被告人の訊問が規定されて居るけれども(刑事訴訟法第百三十六條、第二百四十三條) 然も嫌疑事實に對して答辯を爲すべき被告人の義務も存在しなければ、また此の答辯が本案の裁判を言渡すについての條件たるものでもないのである。

法の曲解の廉を以て起訴された裁判官は表決の經過を披露する譯にはいかないのであるから、かくの如き判事が自分の責任たらしめられた行爲につき結局報告を爲し得るかどうか疑義を挿む者がある

かも知れない。

評議の祕密の原則は此の場合にあつても其の儘通用するのである。

けれども斟酌しなければならぬのは、默秘の義務についての國家の利益には重い歸罪に對してみづから防衛するについての裁判官の利益が對立するものであつて、此の利益は裁判官をして祕密を侵害するに至らしめることである。裁判官は利益の競合の状態に在るものである(註六)。一方の利益は默秘の義務の形態に於て裁判官から默秘を要求し、他方の利益は評議の經過の披露を要求する。此の場合にあつても裁判官は既に述べた原則に従つて利益を比較考量することを必要とするのであり、輕い利益を犠牲にして重い利益を擁護するの外はないのである。

(註六) 第十八節の(ハ)を参照せられたい。

けれども其の際更に斟酌しなければならぬのは、獨り自分自身の利益が裁判官をして證言を爲すに至らしめるのみに止まらず、默秘の義務を守るについての國家の利益も亦裁判官に對する歸罪の眞否を調査するについての國家、若しはもつと適切に云へば社會公共の利益に依つて多少排除されるものであると云ふことである。證言についての官吏の特有の利益が常に默秘の義務を排除するものであるか(註七)、それとも決して排除しないものであるのか(註八)は暫く置いて問ふにしても、義務と法益の比較考量の原則の適用は職務の濫用を起訴された判事に、本人自身の利益竝に國家の利益の要求する證言を許すに至らしめるものである。

(註七) 同説 Brand: 500; Phoby: I, 715.

(註八) 同説 van Calker: 162.

被告人としての判事について適用のあつたのと同じ原則は、罪となる表決行爲の證人として指名された判事についても適用されなければならない。けれども此の場合にあつては獨り専任裁判官のみに止まらず、寧ろ陪審員及び參審員も問題となるものである。所が陪審員及び參審員は其の裁判を爲す作用に於ては全然裁判官と同視されるのであるから、是等の者についても評議の經過についての證人としての裁判官について適用のあるのと同じ原則の適用がある。

證人としての裁判官は既に今迄に論究の客體であつたのであつて、默秘の義務は事情に依つては、違法の行狀を摘發すると云ふ一層高く評價しなければならない義務の前に譲歩しなければならぬのであることは既に明かにしたことである。同じ原則は此の場合にも適用のあることであり、寧ろ一層強く云ひ得られることである。手續の瑕疵それ自體は必ずしも常に、それを除去する爲に常に默秘の義務に違反しなければならぬと云ふ程に大なる意義を有することではない。手續の瑕疵を除去すると云ふことを爾く重く評價することとするならば(註九)、手續の瑕疵の除去は重大な結果を招來せざるを得ない。蓋し直接には除去を必要とするものものは單に當事者の利益たるのみに止まり、國家は常に只間接にしか利害關係を有するものではないからである。然も國家の利益は社會公共の利益と同一であり又は當然同一たるべき筈のものであつて、普通個人の利益よりも比較的重きを爲すのを常と

し、個人は自分の利益を社會公共の利益に従屬せしめることを餘儀なくされるのである。

(註九) 此のことは相對的に理解すべきものであるのによく注意せられたい。

けれども裁判官にして其の裁判權の濫用を彈劾された場合にあつては、それに伴ふ瑕疵が裁判中で除去されて居る結果の如何には關係なく(註十)、其の主張された犯行を確認して責任ある裁判官の反社會的行狀を處罰するなり、乃至はまた其の無罪であることを立證することに由つて此の裁判官を辯護するなりするのにつき、常に社會公共の一大利益を存する。裁判官と其の裁判とを潔白ならしめるの必要は、よしんばそれが失敗に終つたと云ふ條件付であるにしても兎に角法の曲解と云ふやうな非難は、絶對的に解明することを必要ならしめる。されば證人として指名された判事の爲すことを必要とする利益の比較考量は常に訴追を行ふ國家の利益に歸著すべく、従つてまた同時に無辜にして訴追された判事の利益に歸著せざるを得ないであらう。

(註十) 瑕疵は必ずしも必然的に成立するものではない。瑕疵は上訴方法を行使することに依つて除去されると云ふことがあり得る。此のことは損害賠償請求權の發生は妨げるけれども、可罰性を妨げるものではない。未遂の場合にあつても亦同様である。尙ほ本節の註一を参照ありたい。

細目の點に於ては法の曲解の廉を以てする刑事訴訟手續に於ける證人としての裁判官にとつては、任意の訴訟の上告手續に於ける判事證人 *Richterzeuge* の地位と較べて多少の相違が生ずる。此の相違は刑事事件に於ける第一審の手續の訴訟的形態が別様であることからして、特に檢事若は豫審判事が行ふ準備的手續 *vorberейndes Verfahren* が接合されてあることからして生ずるものである。事實

關係を取調べるに當つては是等の官廳は結局何等かの結果を獲得しやうとすれば判事を訊問する必要がある。被告人が本案について兎に角陳述を行はうとも、是等の官廳は被告人の陳述には必ずしも絶對的に價値を認めることはしないであらう。之に反して是等の官廳は他の者の證人としての供述を必要とする。是等證人として供述を徵せられる者は豫審官廳に依る訊問に際して既に、彼等が供述を爲すことを欲するものであるか否かを決断しなければならぬ。彼等にして證言を拒むに於ては他に證據方法は恐らく存在しないであらうし、手續は中止せざるを得ないであらう。けれども事情の解明に協力するのはすべての關係者の利益に歸著するであらう。無辜の被告人は無罪の判決に依つて己れを辯明せんことを希望するであらうし、證言を拒む判事は庇護の嫌疑に身を曝すこととなるからである。

法の曲解の被告人となつた合議裁判所の判事の訴訟上の地位にも亦、國家が裁判官に與へて居る獨特の地位が明かにされて居るのであつて、國家は裁判官に對してどんなに大きな信頼を拂つて居るのであるかがはつきりと判る。合議裁判所にして惡意であるときは、評議の祕密を援用することに由つて法の曲解に依る刑事訴追を不可能ならしめることが出来るかも知れない。證言を強制する方法は與へられて居ない。またそれは證言拒絶權 *Zaunisverweigerungsrecht* たるものでもないのであるから、裁判所は證人として指名された判事が其の證言を拒絶する事由を疏明せんことを要求する譯にもいかなない。評議の祕密の關係する事實については、證人として指名された判事にいきなり問を發する

譯にはいかなないのであつて、寧ろ只其の指名に對して態度を決定せんことを囑託し得るに過ぎない。證言を爲すべきより高い義務が果して成立して居るものであるかどうかは、當該の判事が一人で比較考量することを必要とするのであつて、此の問題を判断するに於ての手懸りは裁判所には全然ないのである(註十一)。

(註十一) けれども是等の困難は容易に實際的とはならないであらう。先づ第一に法の曲解に因る刑事訴訟手續は極めて稀にしか發生するものではない。けれども合議裁判所の判事が法の曲解の被告人となる場合にあつては、恐らくは一人若くは數人の關係判事の告發が歸罪の基礎となつて居るであらうから、是等關係判事は證言することを應諾するであらう。裁判が如何に不合理であらうとも裁判の内容から法の曲解の構成要件は決して生ずることはないであらう。

(c) 評議の祕密は、判事の職務上の義務違反に由る損害賠償を請求する國家に對する民事訴訟に於ては、刑事訴訟手續に於けると同じやうな效果を示すものである。判事は被告としては敗訴の言渡を受けた國家の判事に對する償還請求の訴訟 *Regressprozess* に於て初めて問題となるものであるが證人としては判事は専任裁判官であるにせよ、若は素人裁判官であるにせよ、直ちに更に評議の祕密と衝突するに至る。判事は證言に賛否の決断をしなければならぬ。成る程此の場合は必ずしも必然的に罪となる行爲に關するものではなく、其の爲に訴訟が起されるに至つた可罰性の問題たるものでは全然なくて、寧ろ被害者と國家との財産上の利益が問題なのである。けれどもここに問題となるのは少くとも恐らくは生活上重要な利益たるものである。判事は此の場合にあつても本分に從つて利益を互

に比較考量して、重きを爲す義務を履行することを必要とするのである(註十二)。判事は此の場合に自分自身の利益が問題とされて居るものであることをも顧念しなければならない(註十三)。證言の拒絶は合議體に不利益な光明を投ずるであらうからである。

(註十二) 此の點 R.G.Z. 89, 16 f. が認めて居るやうに見受けられるけれども、被害者の利益は必ずしも常に重きを爲す次第ではないであらう。

(註十三) R.G.Z. 89, 17 が正當に述べて居る通りである。

けれども訴は一人若は數人の責任者を認定することが出来る場合に限り効果を有することが出来る。舉證の責任を負ふ者は原告である(註十四)。判事の全員若は一員に依る義務違反の犯行の推定は成立しない(註十五)。とは云へ原告が筋道を立てて合議裁判所の精確に特定した判事が職務上の義務違反を犯したことを説明した場合にあつては、闕席判決を言渡すことが出来る。けれども對席の手續に於ては常に判事の證言が大切であらう。併し此の場合にあつても證言は強制する譯にはいかないのである。證人として指名された判事が證言を拒むに於ては原告の舉證不能の故を以て訴を棄却するを要する。

(註十四) Sell: 67; Meitz: 16, 37 ff.

(註十五) 本節の初めを見よ。——尙ほ R.G.Z. 89, 15 を参照せられたい。——だから表決の結果少數意見となつた判事は安心して證據調を俟ち、必要の場合には自分が義務に反した精神に於ては表決しなかつたことを證明することが出来る。分離表決 Separatvotum は必要でない。成る程かくの如き分離表決はプロイセン邦普通法上では必要でもあればまた明示的に許されても居た。それはプロイセン邦普通法が合議裁判所のすべての裁判官をして責任を負はしめるこ

とになつて居たからであつて、理由を附した分離表決は表決に於て少數意見となつた裁判官をして責任を免れしめる(第四百四十四條第二項第十號)のであるけれども、現行法上分離表決の適法であることに對しては全然異論を挿むことは出来ないであつて、大審院の事務章程第十五條中にも此の點についての規定があるのである。報告判事の表決のやうに分離表決を秘密に附することを必要とするものであることは表決の秘密から推論し得られる所であつて、且又當事者への關係を以て民事訴訟法第二百九十九條第三項中に明示的に言明してあるのである。一九二二年十二月十二日の國議會の事務章程も無記名投票の場合に於ては分離投票を認めて居る(第七百條)。——學説は殆ど一般的に分離投票を適法であると認め居る。即ち Petersen: CPO. § 299, 4; Endemann: CPr. § 199; von Wilmowsky-Lewy: § 199 GVG. I; Schwarz: § 198 GVG. 2; Struckmann-Koch: § 195 GVG. 反對(軍刑法)に於て Roman-Rissom: § 325, 5. ——裁判所構成法の沿革は恐らくは此の見解に對する懸念の因を與へるものであるかも知れない。委員會は第一讀會に於ては當初有力に争はれた代議士ベールとストルックマンの動議に基いて、表決の結果少數となつた判事に其の分離表決を秘密記録 Geheimakten 中に録取することを明示的に許す旨の規定を收容した後、第二讀會に於て再び此の規定を審議し、ストルックマンの唯一票に反對して之を削除して居た(Hahn: GVG. 361, 844, 845f.)。けれども變更は原則的の考察を以て論據とされることなく、寧ろ實際的の考慮を以て論據とされて居た。論者は規定を不必要と認めたのである。加之現在の民事訴訟法第二百九十九條第三項は既に草案中に存在して居たのであつて(第二百六十一條)、代議士ストルックマンに依つて其の提案の原則的に正しいものであることを理由付ける爲に使用され(正當に)其の間矛盾する所はない(d. a. O. 845f.)。即ち「立法者」は分離表決を禁止しやうとは思はなかつたのである。——とは云ふものの分離表決を許すと云ふことは評議の秘密の侵害される見込のあることを意味する(それはHahn: 33も述べて居る通りである)。けれども表決を録取することでは未だ以て黙秘の義務に違反する次第ではない。蓋し表決は引續き秘密で居るからである。其の行使される場合に於ては裁判長は表決者との間に了解を得た上で文書を證據方法として裁判所に手交することを必要とする。けれども此の場合には證人として指名された判事の行ふことを必要としたのと同じ考察を行はなければなるまい。判事は困難なくしては交付されないのであらう。——尙ほ

また分離表決はプロイセン邦に於て普通に行はれるやうに、またそれについて近頃論議されたやうに報告判事の準備的表決と混同してはならない。尙ほ *Finke: LZ. 23, 587; Conrads: JW. 59, 1019.* を参照せられたい。

判事に對する國家の償還請求の訴訟に於ては事實關係も法律關係も國家に對する敗訴の言渡を以て終つた前行の訴訟 *Vorprozess* に依つて既に闡明されて居る次第である。勿論前行の訴訟の判決は被害者と國家との間に於てのみ法律上の效力を有する次第であるけれども、國家は自分の處置を加へやうとする一人若は數人の判事に對して、是等の判事にも從參加の效力を招來せんが爲に訴訟を通知するであらう（民事訴訟法第七十二條、第七十四條、第六十八條）。訴訟が判事に通知されなかつた場合にあつても、前行の訴訟で確認された所は或る程度の證據價值を有すべく、被告たる判事も證人として指名された判事も證言の拒絶を以てはもはや訴の却下を招來することは出來ないであらう。

(d) 判決の發見に際して犯された罪となる行爲は、確定判決に由つて完結した手續の再審の條件を成すものであることは曩に既に明かにした通りであるが（註十六）、此の再審の場合に於ては次のやうな原則の適用がある。判事が職務上の義務違反の廉を以て刑事訴訟手續に於て有罪の言渡を受けて確定を見た場合に於ては、それで既に再審手續の基礎を成すべき表決の際に於ける違反の證據が擧げられたものであると謂はなければならない。確定の有罪の言渡を存することなくして再審の手續の開始された場合に於ては（刑事訴訟法第三百六十四條、民事訴訟法第五百八十一條）、基礎となる訴訟に相當する利益の狀態が標準である。即ち民事訴訟に於ては當事者の利益が、また刑事訴訟に於ては

被告人の利益と國家の利益とが評議の祕密を護持するについての利益と相對立し、双方の場合とも通常の上訴手續に於て見るのと異なる所はない。されば其の細目の點に至つては、上告審に於ける評議の祕密の評價について言明した所のものの參照を求めることが出来るのである。

（註十六）第二十節の初めに論じてある所を参照せられたい。

(e) 表決の際に於ける服務上の義務違反の行狀に由來する懲戒手續に於ては、判事の訴訟上の地位は以上に論じた場合に於けると相似たるものがある。即ち歸罪に對してみづから防衛すべき被告人の特有の利益と、事件の利益の爲に證言を爲すべき證人の義務とは表決の經過について黙秘すべき義務と矛盾するのである。

抑も懲戒手續なるものは、法の曲解に因る判事に對する刑事訴訟手續や職務上の義務違反に因る償還請求の訴訟とは本質的に異なるものがあるのであつて、法の曲解に因る刑事訴訟手續に於ては社會公共は反社會的の行狀が國家に依つて確認され、場合に依つては處罰されることを欲求するのに反し、また職務上の義務違反の廉を以てする官吏に對する訴の場合にあつては個人は其の財産上の損害を主張するのであるのに反し、懲戒手續に於ては雇主である國家が、其の使用する官吏を自分に對して成立して居る服務上の義務の違反の廉を以て責任を問ふものに外ならない。

けれども此の本質上の相違は、決して個々の手續に於ける評議の祕密の取扱に於ける相違の根據となるものではない。評議の祕密の目的は裁判官の獨立を、主として監督官廳に對して護持するに在

る。従つて懲戒法的に訴追するについての國家の利益が、評議の祕密を護持するについての利益よりも遙に重きを爲すものであるかどうかを確認しやうとするならば、個々の場合の状況如何を主眼とせざるを得ない。被疑の判事又は證人として指名された判事は、何れの利益により大なる意義を認むべきかを自己の衷心に於て比較考量しなければならぬのである。

此の評議の祕密の原則からして生ずる論結は他の手續についても既に同じやうに行はれる推論であるが、今此の場合に於ては特別な光明に照し出されるやうに考へられる。即ち雇主としての國家ですらも其の「使用人」(註十七)を懲戒法上訴追するに當つて、評議の祕密について制限を受けざるを得ないものであると云ふことは、一見誠に驚くに堪へたることであるやうに考へられるのであるが、併し仔細に觀察して見るときは此の論結は避くべからざる論結であることが判る。蓋し此の場合に評議の祕密の制限をも國家の前には開放せしめやうとするならば、此の祕密は其の重大な意義を奪はれて了ふこととなるであらう。蓋し懲戒手續の口實は極めて容易に發見することを得べく、想像し得られるあらゆる場合に於て監督官廳は、自分の氣に入らない裁判所に對する處置に之を利用することが出来るからである(註十八)。果してかくの如くんば裁判官の獨立と云ふことは單なる見せかけに過ぎないこととなるであらう。

(註十七) プロイセン邦普通法に於ては官吏をかやうに「使用人」Diener と稱して居る (PrALR. II 10)。

(註十八) 特に政治的色彩を有する訴訟に想到せられたい。

(f) 以上に展開した見解を支持するのは學說判例の一部者丈でしかない。

此の場合にあつても上告審に於ける證言の問題についてと同じやうに、大審院は最初にして且基本的な態度を執つた。其の既に幾度となく援用されて居る一八九四年の裁判(註十九)中で大審院は、判事が刑事訴訟手續、償還請求訴訟並に懲戒罰手續に於て證言しなければならぬとも、證言することが出来るとも判示して居ないけれども、かくの如き場合に於ては其の場合に一般的に有效なるものとして認められて居る、評議の經過についての判事の證人としての證言の不適法の原則に、恐らくは例外を設くべきであると云ふことを指摘した。次いで爾後の裁判に於て大審院は、前に既に述べたやうに勾留狀 Haftbefehl を發した場合に於ける過失に因る職務上の義務違反の廉を以てする償還請求の訴訟を以て、かくの如き例外であると認めたのである(註二十)。

(註十九) RGSt. 24, 202.

(註二十) RGZ. 89, 13. 尙ほ第二十節の註四を参照せられたい。

學說は一面に於て最高裁判所の表明した此の見解に聽從して居るのであるが(註二十一)、他の半面に於ては此の見解は一部は大審院自身の判示して居る方向に導かれ、一部はかくの如き場合に於ても絶對的の評議の祕密に固定させられて居る。

(註二十一) 同說 Sydow-Busch-Krantz: GVG. § 198, 1, § 1, 3; Graf zu Dohna: StPrR. 82; Kühnel: DRZ. 2, 402; Stein-Jonas: § 309 I 2; Loewe-Rosenberg: 7 vor §§ 52 ff.; Baumhach: GVG. § 196, 1 (氏は懸念を以てす)。

以上述べた所の外兎に角此の問題を取扱つて居る少數の學者の中で(註二十二)、ザーリングデル(註二十

三)は法の曲解を處罰するについての國家の利益は、常に評議の秘密を護持するについての利益よりも重きを爲すものであるが、裁判官を懲戒的に訴追するについての利益は、必ずしも常に評議の秘密を護持するについての利益よりも重きを爲すものではないと云ふ歸結に到達して居る。

(註二十二) 二三の他の學者は判事の證言を只官公吏の訊問に關する訴訟法の規定に従つてのみ判斷しやうとし、従つて大審院の判決に反對の態度を執つて居るのであつて、今ここに論じて居るやうな問題は取扱つて居ないのである。ローゼンフェルド、メンネ、チーベリリング、ハーベルストップフ、ハルトマン等第十八節の註一を参照せられたい。

(註二十三) ZfP. 30, 513.

ハーグ(註二十四)は法の曲解及び損害賠償を目標とする職務上の義務違反に因る訴追についての利益は、常に黙秘の義務についての利益よりも重きを爲すけれども、判事を懲戒的に訴追するについての利益は、決して黙秘の義務についての利益よりも重きを爲すものではないと云ふ論結に到達して居る。

(註二十四) Haag: 48 f., 56 f., 63f.

またワツハ(註二十五)は詳細な理由を示すことをしないで判事の證言の義務の免除 Zeugnisbefreiungに反對すること、大審院が基本的の裁判に於て現行法として確認した所の如きものがある。

(註二十五) GerS. 66, 26 Anm. 36.

ハーベルストップフ(註二十六)は罪となる行爲又は服務上の違反の場合につき報告の義務を肯定して居るのである。

(註二十六) Seuffbl. 75, 383. けれどハーベルストップフは、判事の獨立の原則なるものは黙秘の義務の問題にとつては全然意義を有するものではないと云ふ建前から、議論の歩を進めて居るものであることは既に述べた通りである。

之に對して現行法上に既に評議の秘密を絶對的に護持するのに賛成し、加之大審院が當初未解決の儘に放任し、後に至つて肯定的に解答した例外の適否の問題を否定する幾多の見解を存する(註二十七)。此の見解は判事の獨立の原則は職務上の義務違反に由つて國家が請求を受けると云ふことよりも常に遙に重く評價すべく(註二十八)、法の曲解に因る判事の訴追よりも重くすら評價することを必要とするものであると云ふ議論(註二十九)を以て論據とし、加之證人訊問は其の歸結が極めて不確實であることがある所から不適法であると述べて居るのである(註三十)。

(註二十七) Doerr: ZfP. 3, 458; Feisenberger: § 198, GVG. 3.

(註二十八) Braun: JW. 46, 132.

(註二十九) Marsson: DJZ. 23, 152; von Liszt: JW. 46, 166, 15.

(註三十) von Liszt: a. a. O.; Braun: a. a. O.

## F 評議の秘密の比較法的考察

## 第二十二節 秘密の評議及び表決と評議及び表決の秘密との

區別、想像し得られる組織

評議の秘密について適用のある獨逸法の検討は以上を以て終る。全篇に互る結論として以下に於ては適用あるものとして確認された所の事項について少しく批評を試みて見たいと思ふ。尙ほ外國で行はれて居る法制に一瞥を投ずることとする。

先づ第一に此の場合も一度指摘して置かなければならないのは、評議の秘密は概念上秘密の評議と混同してはならないと云ふことである。成る程評議の秘密と云ふことは秘密の評議を前提として居る程度に於ては、此の二つの概念の間には一つの關係が成立して居る。蓋し兎に角秘密の事柄でなければ黙秘する譯にはいかないからである。けれども評議はそれに參與する者にとつて黙秘の命令の成立して居ない場合にあつても、概念上評議は秘密に行ふことが出来る。今若し評議の秘密を評議及び表決の秘密の意味に於て理解するならば、次のやうな區別の見込が生ずる。

第一に、評議及び表決は秘密に行はれ其の後も引續き秘密に附せられる場合。

第二に、評議及び表決は秘密に行はれるけれども全然黙秘の命令に服するものではなく、又は少く

とも制限された黙秘の命令に服するに止まる場合。

第三に、評議は秘密に行はれるけれども公然表決される場合。此の場合にあつては評議の秘密と云ふことは此の公然に行はれた表決に理由が添付されて居ないで、理由は寧ろ勝を制した多數に一任されてある場合に限り想像し得られるに止まるであらう。

第四に、評議は公然行はれるけれども表決は秘密に行はれる場合。此の場合にあつては表決の秘密の餘地が残される。

第五に、評議も表決も公然に行はれる場合。此の場合にあつては云ふ迄もなく黙秘すべき何もものも存在しない。

## 第二十三節 いろいろな方法の適用範圍

前節に擧げた五つの方法は獨り理論的に可能であるのみに止まらず、寧ろ一部は現行法であり、一部は法律改正の提案の内容である。只以上に考察した所の效果の想像し得られる必ずしもあらゆる場合が斟酌されては居ないけれども、それは止むを得ないことである。

第一の方法は大部分獨逸現行の制定法に行はれて居る所である。其の程度に於ては之についてもはや何の論ずべき事柄も剩されて居ない。更に此の完全な評議の秘密の原則はフランス及びイタリーの法制にも存在するのである。

(1) フランス(註一)では一七九三年六月二十三日及び共和第三年霧月三日の革命法は裁判官の公然の評議及び表決の制度を採用した。けれども此の方法(註二)にあつてはいろいろな不便が生じたので、共和第三年實月五日の憲法第二百八條及び共和第四年霧月三日の法典は裁判官は秘密に評議し表決すべく評議の秘密は護持すべきものと定めた(註三)。其の後の法律の中では治罪法第三百六十九條は秘密の評議及び表決を規定して居るけれども(註四)、同條は評議の秘密については相當の規定を掲げるものではなく、然も其の黙して何等規定する所なきの事實からして學者は、評議の秘密は裁判所の獨立と共に裁判の權威とを確保するのを以て使命として居るフランス法の、原則たるものとして認めざるを得ないと推論して居るのである。されば裁判官も亦一八四九年八月八日の法律第三條に依る其の服務上の宣誓 *Diensteid* 中 *je garder religieusement le secret des deliberations* (評議の秘密を嚴重に護持する)と云ふ旨を宣誓しなければならぬ(此の法律は後に一八四九年八月八日の法律に依つて改正された)。

(註一) 以下述べる所に *voir* Dalloz: Rép. 7, 385 Ann. 144; Garrand: *Traité III*, 478 ff.; 尙 *voir* Dalloz: art. *Courts et tribunaux* Nr. 118; Lalonde: *Cours* 640, Nr. 987; Sirey et Gilbert: art. 369, § 1, I. を参照せられた。

(註二) ガロー (Garrand: III, 580) は之を稱して「演劇的の評議」*délibération théâtrale* と云つて居る。

(註三) 評議の秘密の根源はガローの説 (Garrand: III, 580) に依ると、一三四四年三月十三日の布告第十四條中に之を見出すことが出来るのであると云ふ。

(註四) ガローの證明して居る通り (Garrand: a. a. O.)、フランスでは判事は評議室で評議するか又は其の座席の背後に立つた儘で「車座になつて」*au rondan*、又は座席についた儘小聲で評議することになつて居る。——ガローは第三

百六十九條の原則を一般的に通用するものとして稱して居る。民事訴訟法典中には之に相當する規定は存在しない。

フランスでは評議の秘密と云ふことは、刑事事件にも民事事件にも等しく通用することである(註五)。とは云ふものの看取することの出来る限りに於ては其の新しい法制に於ける適用の百年以上の間を通じて、評議の秘密についての裁判は極めて少數の例外を除けば(註六)刑事事件に於てのみ(註七)言渡されるのを常としたことは獨逸に於けると全く同様である。即ち裁判長又は陪席員の一人が調書又は判決中で自分の異説を告知することを禁止することは、特に破毀院の判示した所なのである(註八)。

(註五) Dalloz: Rép. 7, 385, Nr. 145.

(註六) 本節の註十三を参照せられた。

(註七) Dalloz: a. a. O.

(註八) ガローの援用して居る (Dalloz: a. a. O.) 一八二二年六月二十七日、一八二七年四月二十一日、一八三一年八月十八日、一八三七年二月二十四日、一八四七年五月二十八日の各判決を参照せられた。尙 *voir* *Norma-d*: *Traité* 675 を参照。

獨逸法に於けるとは異り明示的の黙秘の命令は陪審員についてすら存在しない。「中間期」*époque intermédiaire* の立法(註九)は陪審員をして公然と表決せしめた。けれども是が爲に其の獨立が脅威されるに至つたので一八〇八年の治罪法は第三百四十五條中に於て秘密評議の制度を施行することとし、特に口頭を以て表決を行はしめることとした。此の方法は後に至つて一八三六年五月十三日の法

律中で秘密投票 *scrutin secret* の方法を以て之に代へることとし、此の方法が今日まで行はれて居るのである。陪審員は封緘した投票用紙を投票函中に投ずるのであつて、陪審長は開票して其の結果を確認した上で直ちに投票用紙を焼棄する。表決が済んで了つた後は少くとも法律の字句の上では、陪審員は其の評議に關して黙秘を守るべき義務を負ふものではない。それにも拘らず陪審員は其の表決の秘密である性質の然らしめる所として、表決を秘密に附する必要があるものであると云ふことが認められて居るのである(註十)。

(註九) 以下述べる所については、Garrand: Traité IV, 399ff. を参照せられたい。

(註十) Garrand: Traité IV 405 Ann. 54 を参照。氏は陪審員が此の義務に違反することの往々にしてあるのを認めることを餘儀なくされて居る。

陪審員の評決 *Walnspruch* 中に於ても、はたまた判決中に於ても投ぜられた投票の數を報告することを許されないのは(註十一)、評議の秘密の一つの効果である。此の原則に對する例外は、其の確認することの出来る限りに於ては唯一つの場合に於てのみ設けられて居る(註十二)。法律としての效力を興へられて居る一八〇七年四月二十三日の參事院の意見 *avis du Conseil d'Etat* に依れば、或る程度に於て類似して居る二人の判事の意見はそれが同様の見解である場合に於ては之を一つにししか數へない。破毀院は、かくの如き場合には自分達の見解は相對立して居たものだから、従つて彼等の意見は各別に計算されたのだと云ふことを判決中で開示するのは、決して評議の秘密の侵害たるものではない。蓋し何れの場合に於ても法定の裁判官の數は必然的に保障されてあるからであると判示した

(註十三)。けれども充分の意見が關與したかどうかと云ふことは、前記のやうな種類の報告の際にのみ言明することが出来るに過ぎない。されば此の開示は必要ですらある。且又破毀院はかくの如き開示が各個の判事の個人的意見を曝露するものでないことを高調して居るのである。

(註十一) Normand: Traité 675; Garrand: Précis 923; Rolland de Villargues: art. 369 Ann. 4. 評決中に於ては評決が衆口一致で發見されたと云ふことすら言明することを許されない。一八六一年二月十五日、一八七七年十一月二十九日、一八八二年十一月二十三日の破毀院の各判決。

(註十二) Dalloz: a. a. O. Ann. 146.

(註十三) 一八二二年十月十一日及び一八二八年十月三十一日の刑事判決、一八四〇年六月二十三日及び一八六六年十一月七日の民事判決。

更に裁判官は評議の經過については證人として訊問する譯にはいかない(註十四)。是が例外は果して認められるものであるかどうか、若し例外を認められるものであるとすれば如何なる範圍に於て然るものであるのかと云ふことは確認することは出来なす。

(註十四) Sirey et Gillet: art. 80 § 2 Ann. 36.

フランスでは評議の秘密の制度からして獨逸法には認められて居ない全然獨特の論結を抽出して居る。即ち「合議體」*corps judiciaires* に屬する判事は「全體として」*collectivement* に懲戒法上訴追することが出来ると云ふことである(註十五)。

(註十五) Dalloz: art. discipline judiciaires Ann. 37. № 1 (Dalloz: Ann. 38 e'inda) は尙ほ其の外に特別な場合を一論じて居る。即ち一八八三年八月三十日の法律第十四條第二項及び第三項に依ると、裁判官の合議體には「一切の

政治的評議」 toute détermination politique が懲戒罰の制裁を以て禁止されて居るのであるが、評議と云ふことは合議體全體の仕事であつて然も評議は秘密にして置かなければならないのであるから、個別的の訴追 Einzelverfolgung を以てしては本當の犯人を捕捉することは出来ないであらうと云ふのである。——ポードアンが其の著書「評議の秘密と防禦の權利」(Baudouin: Le secret du délibéré et le droit de défense) 中で言明して居ると稱せられる所の反對の見解は、筆者は竟に検討することが出来ないであつた。

フランスでは評議の秘密は其の確認することの出来る限りに於ては、攻撃されては居ないのであつて、明白に合議裁判所の不可分の従物として認められて居るのである(註十六)。

(註十六) 秘密の評議を讚美する意見は、スウエス法との比較の機會にマースの發表した所である(Marx: I, 213f.)。秘密の評議についての(舊イタリー刑事訴訟法の)規定は、「司法上の便宜と裁判官の威嚴の完全な評價に」 dans une parfaite apté réaction des convenans es judiciaires et de la dignité des magistrats. 立脚するものである。

(2) フランスと相竝んでイタリーにも無制限の評議の秘密が認められて居るけれども、只イタリーではフランスに於ける程斷然たる調子で高調されても居ないし、またそれから生ずる一切の結論をフランスに於ける程明示的には抽出して居ないのがフランスと違ふ點である。

新刑事訴訟法(註十七) 第三百三條に依ると、「裁判官の合議體」orti o tribunali は評議室で法則 regola を評議し、特に判事の一人の演述に基いて之を行ふ。また同じ法律は第六條第三項に於て、如何なる時たりとも in ogni tempo 陪審員若は判事の氏名を其の投票の開示と併せて公表することを禁止して居る。

(註十七) 舊刑事訴訟法の第三百十九條に相當する。

とは云ふものの評議の秘密を一體どの程度まで認めやうとするものなのであるか(註十八)、特に監督官廳を向ふに廻しても評議の秘密を認めるのであるか(註十九)に至つては、必ずしも全然明瞭ではない。

(註十八) 陪審員はスト・パートナー (Stoppato: I, 655 Ann. 2) が云つて居るやうに評決 Wahspruch の發見された後自身自身の投票を秘密に附すべき義務を負ふものではない。——所が他の半面に於てはル・チャーニ (Lacchini: § 326, S. 420) は「投票の絶対的の秘密」segretezza assoluta del voto を主張して居るのである。

(註十九) 公表の禁止は「投票の完全な自由」perfecta libertà del voto を保護する所以たるものとして讚美されて居る。Stoppato: I, 674. 何れにしてもスト・パートナー (III, 672) は、投票の經過は明かにされることなく、また全然審査に服せしめられるものではないと云つて居る。

フランスに於けるとは異りイタリーでは、評議の秘密の制度につき或る種の批評の行はれて居るのが注意を惹く(註二十)。

(註二十) スト・パートナー (Stoppato: I, 655) は、評議の秘密の「絶対的必要」assoluta ne essita と云ふことについては争ひの餘地があらうと頗る控へ目に記して居る。——「評議の公開」le deli enziame coram populo を要求して居るのはル・チャーニ (Lacchini: § 326 S. 420) であるが、然も氏は一八九五年には § 326 S. 343 について、評議の秘密を以て「投票の自由と合議裁判所の權威の保障」garanzia di libertà del voto e di autorità del giudizio collegiale たるものと説明して居るのである。そしてスト・パートナー (III, 673) は「經驗上實際に於ては評議の秘密は表決手續の瑕疵を隠蔽するに役立つ、其の結果として「妥協」transizioni 又は「裁判長の意見を不當に特遇する結果」da do illa gratia prevalenza all' autorità del presidente を導くであらうと嘆じて居るのである。

(3) 之に對して評議の秘密を明示的に制限して居るのはオーストリーの法制であつて、オーストリーに於ては檢事は評議(註二十一)に立會ふことが出来るし(刑事訴訟法第三十五條第二項)、また評議

については調書が作成されることになつて居る(刑事訴訟法第二百七十二條)。

(註二十一) 検事の立會ふことの出来るのは評議丈に限られ、表決や決議には立會ふことは出来ない。

けれども此の調書は當事者や其の代理人に於て閲覽することは許されない(註二十二)。調書には表決の経過及び結果を記載する(註二十三)。此の記載は裁判官をして表決の正當であることの辯明を爲すを得しめる道を保障するのを以て、目的とするものである(註二十四)。

(註二十二) 刑事訴訟法第四十五條第二項、裁判所の事務章程(一八九七年五月五日の司法省令)第百八十九條、執行規程第八十一條。けれども検事は之を閲覽することを得る。此のことはワイセル(Waisl: § 45, 3)が不當であつて裁判官の獨立を脅威する所以であると嘆じて居るのである。

(註二十三) 裁判所の事務章程第百八十六條及び第百八十八條。尙ほ von Caustein: I, 414 をも参照せられたい。

(註二十四) 奇妙なことにはオーストリーでは合議裁判所の判決には判事の全員が署名はしないことになつて居るので、表決調書 Abstimmungsprotokoll が此の署名の代りを爲すものと目されて居る。何となればかやうにして判決の適正な成立が保證されることとなる次第だからである。尙ほ S. Mayer: § 272, I を参照。

刑事裁判所執務規則(一八五四年六月十六日の司法省令)第百六十條に依ると、各個の判事の理由も調書に記載することになつて居る。(ルプスト(Herbst: 147)は「テルマイヤを援用して、各個の裁判理由に關する根本的表決の強制たるものとして歓迎して居る。尙ほ表決については、一八九五年八月一日の法律である裁判規範 Jurisdictionsnorm 第九條乃至第十四條の詳細な規定を参照せられたい。——尙ほまた昔の獨逸帝國裁判所に於ても合議體のすべりの判事が判決に署名するのではなくて、寧ろ主任判事丈が署名したものである。KGO. v. 1855, § 11 I 13.

表決の経過の録取が規定されて居るにも拘らず「裁判官」は評議及び表決につき、「職務上の報告を爲すことを必要とする者以外の何人に對しても」(註二十五)「固い黙秘を守る」の義務を負ふもので

ある。此の規定に對する違反には嚴重な懲戒上の處罰が伴はしめられてある(註二十六)(註二十七)。

(註二十五) Gerinstr. Kaiserl. Pat. v. 3. Mai 1853 § 50.

(註二十六) Abs. 2 des § 50 a. a. O.

(註二十七) 之に反して陪審員は、評決 Verdict の發見後はイタリーに於けるが如く表決の経過の披露を妨げられるものではない。尙ほ Lohsing: 113 を参照。

けれども裁判所にして上級官廳から報告を要求された場合にあつては、前段に記したやうな職務上の報告を此の上級官廳に爲さねばならぬ。此の場合にあつては調書の原本 Originalprotokoll を報告に添付する必要がある(註二十八)。

(註二十八) StrafGer. Instr. § 164 (JustMinErl. v. Mai 1856)。

之に反して通常の上訴が表決の瑕疵の主張を基礎とするのは不適法と認められて居る(註二十九)。

(註二十九) Lohsing: 113; S. Mayer: § 277, 2. Rothenflara (Löffler: 296) の記す所に依ると多數の裁判中で無効の不服

申立 Nichtigkeitsbeschwerde が其の爲に棄却された。Rothenflara に云はせると、かくの如き場合に於ては刑事訴訟法に所謂刑事訴訟手續は全然存在して居るものではないのであるから、瑕疵は其の他の無効の場合に於けるよりは遙に甚しいものである。Lohsing (Lohsing: a. a. O.) の云ふ所に依ると、ファン・コルウケン・ツバムスキ(von Korvin-Dzianski: Die „Nichtigkeitsgründe“ der österreichischen StPO, 1913, S. 182) も此の判決に反對である。

見て取ることの出来る範圍内では、オーストリーでは秘密の評議並に評議の秘密の現行の制度に對して別に大して有力な懸念の叫ばれるのを見ない(註三十)。

(註三十) 兎に角黙秘の裁判所に依る利用についてのファルガの批評を擧げなければなるまい。氏は(Vargha: 281)「グラ

ゼルの云つて居るやうに、「當事者の上訴を免れる、いろ／＼の交渉に依つて論理的の不正確を隠蔽する、實際に相岐れて居る意見をば外見上共通の判決に結合せしめる所の」便宜な表決方法が尊ばれて居ると述べて居るのである。以上簡単に觀察して來た法律秩序は、それがすべて評議及び表決を秘密に行はしめて居り、且多少

嚴重な默秘の命令をそれに結び付けて居る點に於て原則として一致するものである。(4) 所がスウキスの裁判所の構成となると、聯邦裁判所のそれも、はたまた若干の州の裁判所のそれも何れも共に以上に述べた所とは全然別個の形を示して居るものである(註三十一)。

(註三十一) スウキスに於ては裁判權が聯邦 *Reichsoberster Gericht* と各州との間とに分たれて居ること、恰も北米合衆國に於て見る所の如くなるもののあるのは周知の事柄である。——筆者にはスウキス各州の法律を全部手に入れることが出来なかつたので、以下に述べる所は多少不完全であることを免れない。

各州の多數は少くとも刑事事件に於ては評議を秘密に行つて居る(註三十二)。併しチューリヒ州では破毀院並に上級裁判所の覆審部では評議及び表決を公行することとし、其の他の裁判所にあつても評議及び表決を公行することが出来る(註三十三)。明示的の默秘の命令はテッシン州の裁判官(註三十四)について之を存し、シャーフハウゼン州では評議及び表決は公行される(註三十五)。

(註三十二) 一八五三年十月二十八日の刑事事件に於ける裁判所の手續に關するグラウビュンデン州法第五十七條。一八五三年一月一日の司法の組織に關するチューリヒ州法(第八十條)並に同年同月同日の刑事訴訟手續に關するチューリヒ州法(第二百六十一條)は陪審員について評議の秘密を規定して居る。一八八五年八月二十八日のソロツルン州刑事訴訟法第七十一條第二項は本文記載する所の如し。更に一八九九年五月七日のグラルス州刑事訴訟法第二百二十五條、一八九五年六月二十七日の裁判所及び裁判官の選定及組織に關するバーゼルシタット州法第四十二條第一項、第九十四條、

第一百八條がある。一九二六年五月十四日のバーゼルシタット州刑事訴訟法草案第六十八條、一八五四年八月一日の刑事事件に於ける手續に關する法律第四百三十七條、第二百七十二條第一項亦同じ。

マイリ(Melli: 49)の説に依ると、ベルン州では一八五〇年に刑事事件に於ける表決の公行の制度を採用したのであるが、一八七九年に至つて再び廢止された。

(註三十三) 一八七四年十二月二日のチューリヒ州裁判所の構成及び民事訴訟に關する法律第四百四十五條。一九〇一年十一月二十一日の一般裁判所制度に關するチューリヒ州法政府案も亦同様である。之に反して刑事訴訟に關する同日の草案に依ると、陪審員の默秘の宣誓は其の儘維持されることになつて居る(第二百三十七條)。陪審員については一八八四年十月二十五日のゲンフ州治罪法第二百八十條及第三百九十三條は、默秘の義務を認めて居る。

(註三十四) 一八九五年五月四日の刑事裁判所構成法(*Legge sulla organizzazione giudiziaria in materia penale*) 第三十六條第二項 (*è vietato ai giudici di popolare il proprio voto e quello dei colleghi*) 裁判官は自己並に同僚の投票表決を他人に漏洩することを得ず。

(註三十五) マイリ(Melli: 49)の記す所に依る。一九〇九年三月三日の刑事訴訟法は評議及び表決についての規定は全然掲げて居ない。マイリは一八八五年當時シャーフハウゼン州は刑事事件に於ける評議の公開を認めて居る唯一の州であると云つて居るのであるが、ユースタアは一八九九年當時に於て刑事事件に於ては公然表決はされないと報告して居るのである(Coster: 30)。

若干の州に於ては裁判所は、「當事者及び傍聽人を退去せしめた上で評議及び表決に移ることになつて居る(註三十六)。けれども此の場合サン・ガラン州では判決理由には投票數についての報告を掲げることと必要とすることになつて居る(註三十七)。

(註三十六) 此の制度を執つて居るもの一八八〇年四月二十五日のアペンツェル・アム・ライン州刑事訴訟法第七十條、一八九二年六月二十七日の刑事司法に關するサン・ガラン州法第六十三條、一八六五年六月七日の刑事訴訟手續に關するルツェルン州法第九十一條などである。

(註三七) 第七十八條第一號。

之に反して民事訴訟に於ては評議及び表決の公行と云ふことが随分多くの州で行はれて居るのであるが、第一審で公行を行つて居る州はない(註三八)。

(註三八) シャーフハウゼン州、本節の註三十五を参照せよ。パーゼルタット州第四十二條、第六十八條(前掲)。其の他の點に於ては Meili: 49; Coester: 30 を参照せよ。

聯邦裁判所 Bundesgericht にあつては、民事事件に於て評議及び表決が公行されて居る(註三十九)。

(註三十九) 一八五〇年十一月二十二日の民事訴訟に於ける聯邦裁判所の手續に關する聯邦法第八十一條、一八五一年八月二十七日の聯邦刑事司法に關する聯邦法第四十八條第二項、第四百七十七條第二項(第二百二十五條の(1)に依ると、判決は判事の投票數を掲げることになつて居る)は刑事裁判所の評議の公開を規定してゐたのに反し、一八九三年三月二十二日の聯邦法(聯邦刑事司法の組織に關するもの)第三十六條は一切の聯邦刑事裁判所の評議及び表決の秘密を確定して居るのである。

此の事實からしてスウエスでは多くの裁判所で評議及び表決の公行が行はれて居るものであること、刑事裁判所には一種の秘密の評議が行はれて居るけれども、裁判官にとつての嚴重な黙秘の命令は、法律上にも明白にイタリと類似して居るテッシン州に於てのみ行はれて居るに過ぎないことが判る。其の他評議の經過の黙秘からは、どの程度まで將來に互つても評議の經過を黙秘するの義務を推論し得られるものであるかは確認することが出来なかつた。

ここでは只マイリが、評議及び表決の公行の制度に辛辣な批評を加へたと云ふこと丈を指摘する丈に止めたい(註四十)。

(註四十) Meili: 47ff. 尚ほ第二十四節の註十七をも参照せよ。

(5) 最後に外國の法律秩序の中で評議の秘密と云ふことを全然認めて居ないのも同様な、更に一つの法域を観察しなければならぬ。それは英米法系の諸國である。是等諸國の特色は、其の制度にして成文法の基礎の上に立脚して居るのは制度の極く小部分でしかなく、其の今日の形態の大部分は長い間の間斷のない組織的な歴史的發達の基礎の上に、初めて到達し得られたものであると云ふことである(註四十一)。

(註四十一) 手續についての法律もなければ裁判所の構成についての法律もなく、云はば結局系統と云ふものが全然缺けて居るのは英法の認識を困難ならしめる所以である。イギリス人やアメリカ人にとつて昔乍らの制度として自明的である事柄については文献には記されて居ないのであるから、本研究にとつての文献的淵源は極めて乏しく、最善の認識の淵源である特有の觀照の道は筆者にとつては全然塞がれて居るのである。

イギリスでは裁判所が裁判について秘密に評議することは極めて稀であり、各判事がそれぞれ自身自身の判決を言渡し、其の理由を公開すると云ふのが從來合議裁判所の不斷の慣行であつて、且又イギリスの上級裁判所はすべて合議裁判所の構成を執つて居た。そこでかくの如くにして多數を贏ち得た裁判が裁判所の裁判として認められるのであつた(註四十二)。是は今日でも行はれて居る方式なのである(註四十三)。

(註四十二) Koellreuter: II; Bromberg: 50 Anm. 2; 古い所では Biener: II, 19ff. Mittermaier: Das engl. usw. Strafr. 470f.

Glaser: Anklage usw. 46ff; スウェーデンに於ても相似たるものがある。Mittermaier: 499.

(註四十三) ショープリム・コート・オブ・ジューチャー Supreme Court of Judicature (換言すれば控訴裁判所であるコート・

オブ・アペール(民事) Court of Appeal) と貴族院 House of Lords については筆者に親しく本文記す所の如く報告された。日刊新聞の裁判所についての報道もそれを確認して居る。尙ほ JW. 60, 766. をも参照せられたい。

かやうな次第であるから黙秘と云ふことの問題にならないのは云ふ迄もない。寧ろ反對に司法は各個の判事の聲望に依つて支持せられるのであり、また此の聲望の不斷に維持される爲には各個の判事が一體どう云ふ風に判決を下すのであるかと云ふこと(註四十四)を、世間が知つて居ることが必要なのである。また他の半面に於ては表決の規則なるものが全然存在せず、寧ろ此の點についても個々の判事の聲望が事と決定することが多いのも以上のやうな事實に相當するものである(註四十五)。

(註四十四) Mittermaier: a. a. O. 306; Gerland: II, 841ff.; Koelliker: II. を参照。

(註四十五) Kenny: 434. を参照。氏は贊否同数の場合には裁判長に反對して表決した官等の最も低い判事が、其の意見を撤回することを必要とする旨を狐疑する所なく報告して居るのである。

イギリスと法律状態を同じくするものに北米合衆國がある。北米合衆國に於ても、裁判所と云ふ恆久的な官廳よりも個々の裁判官の人物如何が重きを爲すことイギリスに於けると同じく、また少数として表決に敗れた判事が「異つた意見」dissenting opinions を開示することも一般に行はれて居ることである(註四十六)(註四十七)。

(註四十六) Fitz: 17. を参照。けれども氏は少数として表決に敗れた判事は判決を決議した多数に屬する場合に限り、換言すれば即ち彼等が其の理由に於て別の見解であつたに止まる場合に限り、其の異つた意見を添付することが出来るのであると云ふ制限を設けて居るのである。

尙ほまたアメリカでは往々にして、少くとも第二審に於て書面表決 schriftliche Abstimmung の制度が行はれて居る

(即ちカネチカット、イリノイの兩州に於て見る所である)。即ち判事の一人が意見 opinion を準備すべく裁判長に依つて指名されると、此の受命判事は意見を作成した後審査の爲に其の意見書を他の各判事に送達し、送達を受けた各判事はそれに署名するなり、乃至はまた自分の意見を開陳して之を拒むなりするのである。本来望ましいことである全判事一堂に會しての意見書についての討論は、往々にして事務繁忙の犠牲とされるのである。尙ほこの點については Dodd: Amer. Law School Rev. 6, 686ff. を参照せられたい。

(註四十七) 尙ほ一八八一年のニューヨーク州刑事訴訟法第二百六條をも参照。此の刑事訴訟法では、官吏に對する刑事訴訟手續(官吏の革職を目的とする removal by impeachment) に於ては、贊否の意見を調書に記載することを必要とするのである。

けれども陪審員はイギリス及びアメリカの兩國を通じて、必ずしも常に法廷を去りはしないけれども、評議は祕密に行ふことになつて居る(註四十八)。けれども陪審員は衆説一致を以て評決 Spruch を見出さなければならぬのであるから(註四十九)、黙秘の義務は陪審員の間には全然問題となるものではないのである(註五十)。

(註四十八) Mittermaier: 463; Biener: II, 164; Mühlr: 600f. 此の慣行は一八七八年の草案第三百七十五條中でも正式に確

認られて居るのだから Lammasch: Allg. Oesterger Z. XXX, N. F. XVI (1879)

(註四十九) 是はミッテルマイヤー(Mittermaier: 477f.) の賞讃する所である。——スコットランドでは違つて居る。

(註五十) アメリカの陪審手續は小説や映画などに依りわが獨逸でも馴染であるが、アメリカの陪審手續は非常に形式的である。即ちイギリスに於けるとは異り所謂 summing up 即ち陪審員に説示する爲に裁判長の行ふ案件の個人的評價 persönliche Würdigung は、裁判官と云ふものに對する甚だしい不信任の念からして陪審員に對する課題を全然客觀的に説明することみに制限されて居る所から(Hartmann: 703f. の批評を参照せられたい)。判事が一人一人の陪審員に對して、評決は果して是等陪審員の意見にも合致するものであるかどうかを訊ねることも許されて居る(之を polling (意見を確めること)と云ふのである)。例へばニューヨーク州刑事訴訟法第四百五十條(尙ほ Hartmann: 802. の如

し。イリノイ州では當事者も亦此の權利を有する。Moore: § 985 を参照。オハイオ州に於ても相似たるものがある。Wilson: 531 を参照。

けれども判事の表決の公行と云ふことは、イギリスに於てもアメリカに於てもはや無制限に認められるものではない。古來既に樞密院 privy council に於ては表決は公行されなかつた(註五十一)。そして一九〇七年に創設されたロンドンの刑事控訴裁判所 (Court of Criminal Appeal) の表決については普通唯一の判決のみを言渡すべきこと、裁判所は疑ある法律問題の場合に限り各判事が自分自身の判決を公然言渡し、是が理由を開示するのを許すべきこと(註五十二)の原則を樹立した。北米合衆國では一九一三年ルイジアナ州憲法は「一致した意見と一致しない意見」concurring and dissenting opinions は公表することを得ない旨を規定して居るのである(註五十三)。

(註五十一) Bromberg: 50 Ann. 1 を参照。

(註五十二) Archbold: 308, 5; Bromberg: 50

(註五十三) 其の他の州については筆者には全然何事も知れて居ない。

是等の場合に於て判事、特に刑事控訴裁判所 (Court of Criminal Appeal) の判事が評議の経過を黙秘するの義務をも負ふものであるかどうかと云ふことは、残念乍ら明白でない。何れにしても判事たる者は事件の審理竝に裁判の際に於ける事實については證人として證言してはならず、また證言することを許さない旨がイギリスの裁判所に依つて判示されたことは今迄に既に屢々ある(註五十四)。此の特權は裁判官、陪審員、仲裁人竝に辯護士について適用のあることであり(註五十五)、また審理上の一切

の事實に關係するものであつて、従つて之を評議の秘密と比較する譯にはいかないのである(註五十六)。此の特權は事物よりも寧ろ人に其の根柢を有するのであるやうに思はれる(註五十七)。

(註五十四) ラ、パル (Russell: II, 2194) は之を稱して司法上の特權 judicial privileg と云つて居る。

(註五十五) 其の細目については Russell: a. a. O. and 2192 を参照せられた。ここでは此の原則に對する違反は時世の「強烈な感じ」strong feelings の下に二度迄も行はれたのであるが、「法律や正義に對する非常に不當な例外」very unwarrantable departure from law and justice たるものと觀察されたのである。

(註五十六) ラ、ツセルの説に依ると (Russell: a. a. O.) 民事高等裁判所 Court of Kings Bench は判決發見の際に關與した大陪審の陪審員 grand jurors の數丈に關係した。此の種陪審員の宣誓に代る保證 eidestattliche Versicherung (affidavit) すらをも拒んで居るのである。

(註五十七) 一種の拒絶權 Verweigerungsrecht としても現はれる。裁判官は充分な資格を有する證人 competent witness であるけれども、強制する」との出来る證人 compellable witness たるものではない (Russell: II, 2194 に依る)。此の問題は争はれて居る。Stephen: Art. III S. 118, Art. III S. 120 を参照。

## G 立法論としての評議の秘密の評價

## 第二十四節 評議及び表決は秘密にすべきであるか、それとも之を公行すべきであるか

さて立法論に足を踏み込む段になると、評議表決は秘密に行ふべきであるかと云ふ問題と、評議表決の経過も亦秘密にすべきであるかと云ふ二つの問題を區別しなければなるまい。此の第一の問題に對する答は結局第二の問題に對する態度を左右するものである。

けれども此の二つの問題の解決は學問的研究、換言すれば知識を目標とする研究の範圍には屬しない。知識を目標とする研究に於ては只向上發展の努力の状態に關する報告を除いては、問題に答へるに當つて指導精神たらしめることを必要とする準則を示すことが出来るに過ぎない。

(a) 裁判所が評議表決を公行すべきか、それとも密行すべきかについては、獨逸の法律學者は百年前既に大に議論を闘はせたものである。當時其の時代まで書面に依つて秘密に行はれて來た訴訟を口頭を以てする公行の訴訟に改造するに至つた結果として、審理の公行と評議の密行との間に矛盾の存在することが漸く顯著となつたので、*フォイエルバッハ*とか、*ミッテルマイヤア*だとか、*プフタ*だ

とか云ふやうな斯學の泰斗は競つて裁判手續の改革について著述を爲し、其の中で秘密評議の問題をも論じたのである。

是等の學者は*フォイエルバッハ*を急先鋒として(註一)、評議は秘密に行ふ必要があるけれども表決は公行しなければならぬと云ふ論結に到達した。だが併し*フォイエルバッハ*(註二)は主として獨逸古法に對する斟酌を以て指導精神とした。蓋し獨逸古法に於ては判決發見者は相互に又は他の協同體員と法廷外で評議をすることが出来たけれども、また他の半面に於ては判事の判決問題 *Urtheilfrage* に對しては公開の答 *öffentliche Antwort* を與へる羈束を受けて居たからである(註三)。けれども*フォイエルバッハ*並に其の他の學者は、中間に介在する時代の歴史的發達を充分に斟酌しないかかろまニチックな理由の外に、法律的な理由からも一つには純理上の立場から、また一つには實際上の立場からして氏の論結に到達して居るのである。即ち氏は評議と表決との間には本質的な相違の存するものであることを高調し、表決は本來の裁判であるけれども、之に反して評議は裁判と云ふ此の職務上の動作を全然人間的に準備するものに外ならない(註四)。公の司法に於ては裁判は裁判官の主たる仕事として公行しなければならぬけれども(註五)、裁判所や判事の權威を擁護する爲から云つても、評議は秘密に行はしめるのが適當である(註六)と云つて居る。*フォイエルバッハ*はまた、當事者は裁判所が適正に仕事をし、法律に従つて裁判を爲すことについての保障を持たなければならぬことであるから、其の點から云つても表決は公行する必要があると考へて居るのである(註七)。

- (註一) マリントマン (Brinkmann: 66) 等に賛成である。之に反対するのは Lanck: Zur Rhein II, 135f.; Wigand: 165ff.  
 (註二) Feuerbach: I, 122. 此の點は マテルマイヤー (Mittelmayer: Der gemeine deutsche bürgerliche Prozess 99, 185) 等指  
 摘したものである。  
 (註三) Planck: Das deutsche Gerichtsverfahren I, 255; Grimm: Deutsche Rechtsaltertümer II, 402. を参照。其の程度に於  
 てはウガランド (Wigand: 165) が、史上未だ曾て表決の公行されたためしはなかつたと云つて居るのは正當でな  
 い。  
 (註四) 此の見解に對しては既に第四節の註五で筆者の態度を示してある。  
 (註五) 此の理田からしてパウエル (Bauer: 163) も亦評議及び表決の公行を要求して居るのである。  
 (註六) Feuerbach: I, 125—131.  
 (註七) Feuerbach: a. a. O. 133ff. 更に Mittelmayer: a. a. O. 185; Puchta: 144ff. プフタは秘密の評議に入るに先だち各判  
 事をして事實關係についての公關報告を行はしめ、以て當事者をして己れの主張は判事に依つて正當に理解されたと  
 云ふ保障を有せしめやうとまでも要求して居るのである。

此のフォイエールバッハ竝に其の一黨の議論は二つの極端な見解から出發するものである。先づ第一に此の議論は裁判官に對する餘りにも甚しい不信任の念から出て居るものであつて、其の當時まで全然秘密に仕事をして來た裁判官と云ふものに對しては幾ら嚴重に監視しても充分でないと考えたのである。次に彼等の提案は、民主主義思想の勃興の機運に際會して人民に餘りに多くの信用を置いたことから出て居るものであつて、彼等が人民を以て恰もあの古代や啓蒙期の國家學者が念頭に浮べて居たやうな、理想的の人民の統一體であるものと見て居たのであることは明白である。既に述べた通り其の間にフランスは自國の司法に於ける此の錯誤をしみしみと體驗するやうになつた結果として、

一時採用して居た「演劇的評議」*deliberation théâtrale* を全然秘密な、そしてまた後の默秘の義務に依つて保護されて居る評議及び表決に改造して了つたのである。

とは云ふものそれにも拘らず或る國に於て裁判官が全國民から多大の信用を拂はれて居て、其の間に於ける意見の對立も未だ以て獨り其の威信を動搖させるやうなことがないに止まらず、著名な法律家の判定として、法律學を饒富ならしめると云ふ見地の下に評價されると云ふことも想像し得られる。

此の状態は前にも述べた通りイギリス、アメリカ竝に或る程度に於てはスウエスにも存する状態である。

けれどもイギリスとアメリカとの状態は、此の二つの國で裁判官の占めて居る特殊な地位に左右される。英法は只其の一小部分丈しか法典に編纂されて居ないので、イギリスの裁判官は古來獨り成文法を適用することを必要とするのみに止まらず、現行法を擴充發達せしめることに因つて後來裁判所が法律と同様に尊重する判例を造り上げることが必要なのである(註八)。

(註八) 此の點については Galdart: 6ff., 10ff. を参照ありたい。

此の昔のローマの判官 *praetor* にも似たイギリスの裁判官の任務と地位とは、此の國の政治的發達の當初から云ふ風に成立して居たのであるから、裁判官の權威も亦古くから國民の間に根を下ろしたものであつたことは素より言を俟たない。イギリスに於て古來各個の裁判官の人物の如何が特に

尊重されて來たのも以上のやうな事實と相關聯するものである。此のイギリス流の考へ方は其の後、海を渡つて彼岸北米合衆國にも移植されたのである。

スウキスでは評議及び表決の公行と云ふ制度を採用したのは只一つの試み(註九)をしか意味するものではなく、且又此の試みも裁判官が主として法律問題を究明することを必要とする上級裁判所丈に限られたことだつたのである。

(註九) Meili: 47ff.; Coester: Pfl. 216, 30ff.

獨逸に於ける司法は全然趣を異にし、裁判所は法律に通じた裁判官を以て合議的に組織された裁判所として皇帝の任設する所であり、乃至は皇帝の爲す所を模倣して各邦の君主の任設する所であつて従つて判決法 *Spruchrecht* を發達させると云ふやうなことは其の任務ではなく、寧ろローマ法や各地方の固有法を適用することを必要としたのである。かやうな次第で政治上及び經濟上の状態の然らしめる所として公生活に對する各個の人民の關心は極く小さくもあり、且又自身自身の事柄にのみひたすら没頭して居た爲もあらう。また裁判所の裁判は只現に存在して居る、然も國民の間に生きては居ない法律を適用することのみをこととし、其の發達は極めて制限された範圍内ではか考慮されなかつた爲から云つても普遍的の關心を喚起することが出来なかつた爲でもあつたかも知れない(註十)。兎に角獨逸では個々の裁判官の人物の如何と云ふことは常に閑却されて居て、判決官廳 *Spruchbehörde* としての裁判所丈が外部に對して目立つて居るのである(註十一)。

(註十) 即ちローマ法が獨逸の社會狀態經濟状態と調和しないものがあつた程度に於てである。

(註十一) ヤンナー (Pflzer: ZfP. 15, 345ff.) は此の長い間の歴史的發展を見落して居る。即ちピツァーは秘密評議の組織を以て「自由主義の足らず勝な保護の手段」たるものと稱して居るのである。

過去に於て何時もそうであつたと云ふ單なる事實は、未だ以て一定の裁判所組織を維持するのを辯護するに足るものではない。けれども評議及び表決を秘密に行ふべきであるか、それとも之を公行すべきであるかの問題を論究するに當つて注意すべき更に別段の見地が附け加はるのである。凡そ裁判所の最も廣義に於ての獨立と云ふことが古來裁判所の本質的要件の一つであつたこと、國家は其の裁判に必要な權威を興へることに注意しなければならぬものであることは、他の箇所でも既に説明した所である。

フォイエェルバッハや其の一黨の學者達は事件の此の半面を餘りに軽く見て居た。國家は素より裁判官を教育して不斷にそれを監督することをしないでも、良心を以て公平に判決するやう随分高い程度の保障を興へることが出来るものであるが、國民を教育して國家の裁判所の判決を信用するやうにさせるのは容易なことではない(註十二)。蓋し議會制度を布いて居る國に於ては、現存して居る政治上經濟上の秩序を多少にもせよ廣範圍に互つて、また多少にせよ公然と攻撃する政黨や團體にも其の活動の發展が許されて居るからである。

(註十二) されはミテルマイヤア (Mittelmayer: 135) やコスタア (Coester: 34) が考へて居るやうに、公衆に依る評議表決の監督の方法で「信用上の危機」 *Vertrauenskrise* を有効に鎮壓するのは殆んど不可能であらうと思ふ。裁判官階

級それ自體にのみ信用が拂はれねばならぬことは、既にマイリ (Meili: 51) の至當に言明して居る所である。けれども國家にして出版物や其の他の公表物中に於ける適切でない、憎惡に充ちた敵意に對して充分に裁判官を保護することをしないに於ては、裁判官の教育に最善を盡し其の入選に細心を極めるとも、彼等をして其の當然享くるに値ひする信用を享けしめるに貢獻することは出来ないであらう。

國家が其の獨特の存在の外面的形態を確保することが出来なければ出来ぬ、益々司法の爲に配慮することが必要となつて來る。蓋し司法は時世の潮流や政治上の見解に迷はされることなく、恰も「青銅の巨巖」のやうに隨時の法律の支配を「安定させ」、以て支配的權力にあてはめてある既知の字句を司法の上に適用するものだからである。けれども裁判官は獨り「下の」者に對して獨立の地位を有するのみに止まらず、隨時の政府からも獨立であることを必要とする。惟ふにそのれ自身を通じて憲法上の意味に於ての裁判所の完全な獨立の保障を興へて居る國家形態なるものは、殆どあり得ないであらう。何れにしても議會制度を布いて居る民主主義國に於ても、政府が裁判を自分の意の儘に左右しやうと試みる危険は少くとも專制君主國に於けると同じやうに存在して居る。さればシッフエルが民主主義國についても裁判官が國家から獨立して居ることが必要であると論じて居るのには、只もう賛成するの外はないのである(註十三)(註十四)。

(註十三) 本質に於て一致して居るのは von Staff: DfZ. 34, 38.

(註十四) 既に述べた通り獨逸の世に於て普通に行はれて居た、判決を發見する參議員の表決の公行の制度が當時既に裁判官の獨立を脅威することを意味するものであるのは、プランク (Planck: Das deutsche Gerichtsverfahren I, 253) の指摘して居る通りである。即ち判決を問はれた者は困難な事件の場合にあつては、敗訴者の敵意を招くのを懸念しな

ければならなかつた所から、裁判所の召集を免れやうとかかつたものであると云ふのである。加之判決に對する小言の危険も存在して居た。

國家は裁判所の公平無私の外に裁判所の權威をも維持する必要がある。所が一般公衆、特に關係者までが裁判の生成の經過を仔細に知ることが出来るものであるとするならば、裁判の權威は極めて維持し難いものとなるであらう。是は少くとも自分達の裁判所を以て判決官廳と看做すことに慣れ、從つてまた裁判を以て法廷に座つて居る裁判官達の下す裁判であるとは見ず、寧ろ「裁判所」の裁判であり、恐らくはまた「部」の裁判たるものと見て居る獨逸人にとつて特に言ひ得られることである。裁判所と云ふものに對する此の態度が將來果して變るものであるかどうかと云ふことは別問題である。兎に角今日の所では裁判と其の理由とが公表されれば、司法の需要は完全に充されるのである。評議及び表決の經過が知れて居ると、之を支持して居る意見の數に依つて判決をまちまちに批評するの結果を導くこととなる虞がある(註十五)。更に評議の間には議論も行はれば、啓蒙も行はれるのを常とすることであるし、また意見は往々にして随分岐れることもあるのであるから、評議の經過を窺ひ知ることを得しめると云ふことは決して裁判官の權威を増大せしめる所以ではないであらう(註十六)。此の最後に擧げた状態は是亦表決の公行に反對するものと謂はなければならぬ(註十七)。

(註十五) 即ちシッフエル (Schiffel: 341) が、評議の公行と云ふことは裁判官が既に豫め互に意見を一致させて了つた上でする、單なる見世物に過ぎない虞が多分にあると云ふことを指摘したのは誠に正しい。

(註十六) 其の程度に於てはファイエルバッハ (F. F. O.) もミッテルマイヤ (M. M. O.) もフフタ (F. F. O.) も皆一致して居

るのである。

(註十七) 是は既にラウク (Lauk: Zur Rhein II, 131) の云つて居ることである。マイリ (Meili) は裁判所の權威を維持する爲に、スウキスの一部で行はれて居る評議及び表決の公行の制度を排撃して居る。氏は同書中で罪責の判斷並に刑量の點に於ける「恥づべき意見の背馳」を説き、其の結果ベルン州は一八七九年に至つて刑事事件に於ては表決の公行を停止することとしたのであつた。

(b) かやう次第であるから立法者にして裁判所の評議を密行することとせしめやうか、それとも公行することとせしめやうかを決定しやうとするに當つては、評議及び表決を公行するに於ても、裁判所の獨立と權威とは果して保障されるものであるかどうかと云ふことを審査して見なければなるまい。所で少くとも表決の公行と云ふことが多大の意義を有するものであることは否定することは出来ない。すべて秘密の動作と云ふものは不信用を喚起するに適するものである。人に依つては秘密に評議をし表決を行ふ裁判官を以て卑怯であるとの非難を加へる者すらあつた程である(註十八)、とは云へかかる非難が全然問題を誤認することを意味するものであるのは、もはや多く説明するまでもないことである。

(註十八) Bauer: 163; Pizer: ZZR. 15, 368.

獨逸の立法者は裁判所構成法を審議するに當つて、想像し得られる何れの方法を採用すべきかを慎重に考量したのであるが、代議士ラスケルは英米やスウキスなどの事例を指摘して各判事をして判決を言渡すに當つて自分の異つた見解を披瀝し、是が理由を開示することを得しめやうとする提案を主張したものである(註十九)、併し此の提案は他の代議士の是認する所とならないで了つた。他の代議

士は諸外國の法制は直ちに之を獨逸國に移植することが出来るものではないと云ふ意見で(註二十)、獨逸國民は裁判所を以て外部に對し連帶して行動する官廳たるものであると見るのに慣れて居ることであるから、秘密の評議表決の方式を以て獨逸國民の裁判所に對する觀念に適合する所以であると思惟したのであつた。

(註十九) Hahn: CVC. 361.

(註二十) 特に代議士ファン・アムスベルグの論述 (von Amsherg: a. a. O. 364) を参照せられたい。

エルンスト・フックス及びビュエスタアの二氏も二人乍ら表決の公行を主張して、一概に外國の制度を模倣しやうとする過誤に陥つて居る(註二十一)。此の二人はかくの如き變革を行ふことに依つて、獨逸の裁判所の獨立と權威は毫も脅威されるものではないと云ふことを論證して居ない。一九〇五年の刑事訴訟法改正委員會は此の點に於て裁判所の構成を改正する理由を認めなかつたのである。

(註二十一) JW. 58, 27; PrJb. 216, 30ff.

## 第二十五節 法制としての評議の秘密は維持すべきであるか

(ii) 評議表決を秘密にすることに決定したとすると、今度は將來も其の經過に關して默秘の義務を樹立する心算なのかどうかを決定することが立法上必要である。

此の點について裁判官の獨立と云ふことがどんなに重大なことであるかは、他の箇所既に明かに

したことである。殆どすべての各地の固有法にとつて模範となつた官房訴訟 Kameralprozess の時代以來既に評議及び表決の秘密は當事者の窺ひ知ることを差止められて居たのである(註一)(註二)。

(註一) 各個人の裁判官の報告や投票は特別の「堅牢な函」に封緘して裁判長が其の鍵の一つを保管し、他の一つは上席陪席判事が保管することになつて居た。即ち一六五四年五月十七日の獨逸帝國議會決議録第五百十條の記す所である。一五五五年の獨逸帝國裁判所法第十六條第一項第十三號に依ると「裁判長及び陪席判事は其の爲したる宣誓に懸けて評議し、表決し、判決し、永久に秘密を守り、何人にも披露することをすべからず、彼等は皇帝陛下を通じ又はわれ等神聖ローマ帝國の國王を通じて特別に之を命ぜらるるものなり」(Richter und Beysitzer hey ihren gehalten Gelübden und Eydten alles so im Rathe gehandelt, wofirt und geurtheilt wird, in ewige Zeit in guter Geheim halten und niemands offenbahren, sie werden dann solches durch die Kayserliche Majestät oder Uns als Königlichem Königlicherlich beschieden und gehalten. — 尚ほ Brinkmann: 42. を参照せられたい。

(註二) 加之當事者には主任判事 Referenten の氏名すらも留保し、以て不法の干渉に對して主任判事を保護したものである。且又何人と雖判事の「評議」を承知はせざないことになつて居た(一五五五年の獨逸帝國裁判所法第十七條第一項第十三號)。尚ほ Thudichum: ZfDR. 20, 169. を参照。

此のやうな規範の條件がまだ存在するものであるかどうかは、法律問題と云ふよりは寧ろ事實認定の問題たるものである。一九〇五年の委員會は彼等の望ましからぬ所のものとして感ずる所の、本書で屢々援用した所である大審院の判決 (RG. Pal. 26, S. 202) に顧みて改正法律案を提出するの道を選んだ。けれども此の意圖は貫徹されなかつた(註三)。社會民主黨はシッフェルの報告して居るやうに(註四)、判決理由は常に表決關係を掲載すべき旨の提案を帝國議會に提出したのである。

(註三) Vgl. Prot. I, 34 und 2, 210.

(註四) 312.

シッフェルは裁判所の獨立及び權威の利益上かくの如き規定を謬れるものと認めて居る(註五)。あらゆる場合を通して表決の經過を披露することが何故獨逸の司法を助長促進する利益上望ましいかの有力な理由は、從來とても何れの方面からも主張されはしなかつた(註六)。個々の場合に於て評議及び表決の經過を審査する必要が避くべからざる必要として成立して居る場合に於ては、現行の法律状態は充分な救済の可能を提供するものであること既に明かにした通りである。

(註五) 312.

(註六) 是はスリング (Slings: Stoff) についても言ひ得られることであつて、氏は特にマルシュナア事件の機會を捉へて表決關係の公表を要求して居るのである。尚ほ此の事件については第十九節の(6)を参照せられたい。

(b) けれども他の半面に於ては、罰則を設けることによつて現行の法律状態を尖鋭化することを希望する提案も、是認することを拒まなければならぬ(註七)。勿論評議の秘密は判事の獨立についての社會公共の利益に役立つ次第であるけれども、評議の秘密に對する違反は決して個人や、邦や、國や、若は民族やに直接損害を加へることを意味する次第ではなくて、寧ろ服務上の義務違反の方法に依つてのみ是等の者の利益を害するものであり、従つて此の服務上の義務違反はかくの如き違反について規定してある方法を以てするに於てのみ訴追することを必要とするものである。けれども評議の秘密の違反は刑法典の公式草案の第三百三十三條の適用は受けなからう。蓋し第三百三十三條は公務員にして自分に打明けられたか又は自分の知り得た秘密、即ち第三者の秘密を妄りに披露した者を處

罰しやうとして居る次第であるが、評議の秘密は飽く迄も裁判官自身の秘密であつて、上官も當事者もそれを披露するの権限を裁判官に與へたり奪つたりする譯にはいかないからである。之を爲し得るのは只裁判官自身のみに限られ、且裁判官其の人の奉仕する法の定める所に従つてのみ爲し得ることなのである。

評議の秘密(終)

號數	年月	司法資料表題
第一號	大正〇、二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	〇、三	第二回國際少年保護會議議事録
第三號	二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護觀察制度創設ニ關スル會議議事録
第四號	二、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	二、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	二、六	英國及ラエーノ警察
第九號	二、七	復権ニ關スル佛國法令
第一〇號	二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程
第一一號	二、九	佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一二號	二、一〇	英國ノ判事及ますた論
第一三號	二、一一	英佛ノ辯護士法制
第一四號	二、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	二、一三	辯護士倫理
第一六號	二、一四	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	二、一五	英國監獄制度
第一八號	二、一六	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	大正三、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	三、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	三、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事録及評論(附)統一勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	三、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	三、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法概観(附)丁採ノ社會政策的立法概観
第二四號	三、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	三、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働者ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第二六號	三、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實
第二七號	三、八	短期自由刑論
第二八號	三、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	三、九	獨逸英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	三、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	三、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	三、一一	司法制度改良論
第三三號	三、一二	獨逸新經濟法
第三四號	三、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之)

罰しやうとして居る次第であるが、評議の秘密は他く迄も裁判官自身の秘密であつて、上官も當事者もそれを披露するの権限を裁判官に與へたり奪つたりする譯にはいかなからである。之を爲し得るのは只裁判官自身のみに限られ、且裁判官其の人の奉仕する法の定める所に従つてのみ爲し得ることなのである。

評議の秘密(終)

號數	年月	司法資料表題
第一號	大正二〇、二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇、三	第二回國際少年保護會議議事録
第三號	二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事録
第四號	二、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	二、三	獨逸ニ於ケル検事局及司法警察
第六號	二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	二、六	英國及ウエーデルノ警察
第九號	二、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程
第一一號	二、九	佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一二號	二、一〇	英國ノ判事及ますたー論
第一三號	二、二	英佛ノ辯護士法制
第一四號	二、三	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	二、一	辯護士倫理
第一六號	三、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	三、三	英國監獄制度
第一八號	三、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	大正三、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	三、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	三、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事録及評論(附)統一勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	三、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	三、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法概観(附)丁林ノ社會政策的立法概観
第二四號	三、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	三、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働者ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第二六號	三、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實
第二七號	三、八	短期自由刑論
第二八號	三、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	三、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	三、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	三、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	三、二	司法制度改良論
第三三號	三、二	獨逸新經濟法
第三四號	三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部)

第三五號 大正三、二 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例（埃國及瑞西之部）

第三六號 一、一 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例（丁抹瑞典諸國之部）

第三七號 一、一 英國ニ於ケル略式刑事手續及テコトとらんとニ於ケル刑事手續

第三八號 一、二 佛國借家借地法

第三九號 一、二 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例（英國、加奈陀之部）

第四〇號 一、三 佛國監獄制度及同職員令

第四一號 一、三 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例（南亞之部）

第四二號 一、三 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例（澳洲之部）

第四三號 一、四 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例（米國之部）

第四四號 一、五 英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度

第四五號 一、五 英國裁判所構成論（一、英國裁判官ノ地位（附）司法行政機關）

第四六號 一、六 英國裁判所構成論（二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位）

第四七號 一、六 露西亞西法

第四八號 一、七 露西亞事情

第四九號 大正三、七 米國ノ刑罰制度

第五〇號 一、八 獨逸國民事訴訟改正律令

第五一號 一、八 英國裁判所構成論（三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所）

第五二號 一、九 英國裁判所構成論（四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織）

第五三號 一、九 英國裁判所構成論（五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限）

第五四號 一、〇 佛國商事裁判制度

第五五號 一、〇 獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令

第五六號 一、二 英國裁判所構成論（六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織）

第五七號 一、二 獨逸國勞務契約法草案及評論（附）佛國勞務法正文

第五八號 一、三 米國少年裁判法

第五九號 一、三 英國裁判所構成論（七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織（附）裁判所相互ノ關係）

第六〇號 一、四 不定期刑言渡ノ制度

六一號 一、四 改善不能性犯人ノ處遇

六二號 一、四 英蘭刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録

六三號 一、四 北米合衆國裁判制度（一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度）

第六四號 大正四、三 獨逸國後見制度（前編）

第六五號 一、三 獨逸國後見制度（後編）

第六六號 一、四 刑ノ執行猶豫制度

第六七號 一、四 假釋放

第六八號 一、五 國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事録

第六九號 一、五 諸國ノ刑法草案

第七〇號 一、六 英國司法警察論

七一號 一、六 英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇

七十二號 一、七 司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務（第一篇）

七三號 一、七 英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書（附）金山檢事宇野判事視察報告書

七四號 一、八 漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所

七五號 一、八 司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務（第二篇）

七六號 一、九 獨逸國陪審裁判所記録（附）秋山檢事鈴木判事視察報告書

七七號 一、九 刑罰ニ關スル制度（其一）

七八號 一、〇 佛蘭西の政治組織（現代佛蘭西の政治、行政及び司法制度の概観）

七九號 一、〇 一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書（總則篇）

第八〇號 大正四、三 刑罰ニ關スル制度（其二）

八一號 一、一 北米合衆國の刑事裁判（其一）

八二號 一、二 北米合衆國裁判制度（二、カリホルニヤ州ノ裁判制度）

八三號 一、三 北米合衆國の刑事裁判（其二）

八四號 一、四 一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書（各論篇）

八五號 一、五 陪審制度視察報告書集（附）がるそん教授述陪審制度論

八六號 一、五 刑罰に關する制度（其三）

八七號 一、六 正義と貧民（其一）

八八號 一、七 正義と貧民（其二）

八九號 一、七 刑罰に關する制度（其四）

九〇號 一、八 刑罰に關する制度（其五）

九一號 一、八 英國に於ける警察裁判所

九二號 一、九 司法行政上ヨリ見たる普國區裁判所ノ實務（第三篇）

九三號 一、九 刑罰に關する制度（其六）完

九四號 一、〇 英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷（其一）

九五號 一、〇 諸外國に於ける辯護士制度概観

九六號 一、二 歐洲諸國に於ける上訴制度

九七號 一、二 佛國裁判制度 第一（治安裁判所の組織及權限）

第九八號 大正二五、二	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)	第一一五號 昭和ニ、ハ	チエツコ・スロヅアキア共和國の法典草案及同理由書(總則篇)
第九九號 一五、三	國際行刑會議報告書集(一)	第一一六號 〃	米國の勞働法制(上)
第一〇〇號 昭和ニ、一	國際行刑會議報告書集(二)	第一一七號 〃	米國の勞働法制(下)
第一〇一號 〃、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)	第一一八號 〃	刑法草案集(瑞西一九一八年案、奧一九二二年案、伊一九二一年案)、埃チエツコ・スロヅアキア共和國の刑法典草案及同理由書(各論篇)
第一〇二號 〃、ニ	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)	第一一九號 〃	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一〇三號 〃、ニ	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)	第一二〇號 〃	賭博に關する調査
第一〇四號 〃、ニ	司法ニ關スル法制	第一二一號 〃	佛國の檢察制度
第一〇五號 〃、ニ	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)	第一二二號 〃	フレデリック・バイウオータリス及エデイス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二)
第一〇六號 〃、ニ、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完	第一二三號 〃	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一〇七號 〃、ニ、四	保安處分	第一二四號 〃	大逆罪に關する比較法制資料
第一〇八號 〃、ニ、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)	第一二五號 〃	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)
第一〇九號 〃、ニ、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)	第一二六號 〃	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一一〇號 〃、ニ、六	ケイト・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)	第一二七號 〃	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一一一號 〃、ニ、六	單獨判官と司法官制	第一二八號 〃	佛國裁判所の構成ニ關スル法令
第一一二號 〃、ニ、七	國際行刑會議報告書集(三)	第一二九號 〃	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一一三號 〃、ニ、七	國際行刑會議報告書集(四)	第一三〇號 〃	
第一一四號 〃、ニ、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察		

第一三一號 昭和ニ、九	ソヅイエット露西亞の法制(前篇)	第一五一號 〃	五、四 德川禁令考後聚(第二帙)
第一三二號 〃、ニ、〇	ソヅイエット露西亞の法制(後篇)	第一五二號 〃	五、五 佛國民商事裁判管轄
第一三三號 〃、ニ、二	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇	第一五三號 〃	五、六 佛蘭西に於ける檢事の職務
第一三四號 〃、ニ、二	一九二七年伊太利用法豫備草案	第一五四號 〃	五、七 獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案
第一三五號 〃、ニ、二	治安判事論	第一五五號 〃	五、八 獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案理由書
第一三六號 〃、四、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究	第一五六號 〃	五、九 國際行刑會議報告書集 五
第一三七號 〃、四、二	刑の量定(前篇)	第一五七號 〃	五、〇 國際行刑會議報告書集 六
第一三八號 〃、四、三	刑の量定(後篇)	第一五八號 〃	五、二 國際行刑會議報告書集 七
第一三九號 〃、四、四	佛に於ける家族制の變遷	第一五九號 〃	五、三 德川禁令考後聚(第三帙)
第一四〇號 〃、四、五	陪審裁判手續に關する問(前篇)	第一六〇號 〃	六、一 少年保護司指針
第一四一號 〃、四、六	陪審裁判手續に關する問(後篇)	第一六一號 〃	六、二 米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査
第一四二號 〃、四、七	德川禁令考後聚(第一帙)	第一六二號 〃	六、五 一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)
第一四三號 〃、四、八	獨逸司法制度(前篇)	第一六三號 〃	六、七 一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)
第一四四號 〃、四、九	獨逸司法制度(後篇)	第一六四號 〃	六、八 佛國司法制度(前篇)
第一四五號 〃、四、〇	ソヅイエット露西亞民法(前篇)	第一六五號 〃	六、九 佛國司法制度(後篇)
第一四六號 〃、四、一	ソヅイエット露西亞民法(後篇)	第一六六號 〃	六、〇 德川禁令考後聚(第四帙)
第一四七號 〃、四、二	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所	第一六七號 〃	七、一 支那歷代刑事法思想の思想(大學術義補)慎刑憲篇) 上卷
第一四八號 〃、五、一	ソヅイエット露西亞刑法	第一六八號 〃	七、二 支那歷代刑事法思想の思想(大學術義補)慎刑憲篇) 下卷
第一四九號 〃、五、二	ソヅイエット露西亞裁判所構成法		
第一五〇號 〃、五、三	英米獨佛の手形法及小切手法		

第一六九號	昭和七、四	司法事務の經費節減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案)
第一七〇號	七、六	德川禁令考(第一帙)
第一七一號	七、八	刑事事件集(附)刑事事件起按小手引
第一七二號	七、〇	ソヴイェート法の理論
第一七三號	七、三	德川禁令考(第二帙)
第一七四號	八、三	德川禁令考(第三帙)
第一七五號	八、五	民事事務修習の栞
第一七六號	八、八	德川禁令考(第四帙)
第一七七號	八、九	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(一)
第一七八號	八、〇	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(二)
第一七九號	八、二	捜査事務に就て
第一八〇號	八、三	德川禁令考(第五帙)
第一八一號	九、一	獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)
第一八二號	九、二	犯罪生物學原論
第一八三號	九、四	德川禁令考(第六帙)
第一八四號	九、五	ナチスの刑法(ブロンヤ邦司法大臣 の覺書)
第一八五號	九、七	ブロンヤに於ける司法官教育關係法 令彙纂
第一八六號	九、八	英國に於ける裁判と警察
第一八七號	九、九	德川民事慣例集(人事の部)

第一八八號	昭和九、〇	一九三二年フランス刑法改正豫備草 案(總則)並にポイランド改正刑法 及ポイランド違警罪法
第一八九號	九、二	取締法規違反の定型(附)特別刑法 に於ける犯罪主體と刑罰主體の異な る場合の歸納的觀察
第一九〇號	九、三	米國エタ州に於ける不定期刑言渡 宣告猶豫及假釋放に関する調査
第一九一號	一〇、一	一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨 逸刑法典(附録重要附屬法令)
第一九二號	一〇、二	德川民事慣例集(動産の部)
第一九三號	一〇、三	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一九四號	一〇、四	一九二八年スペイン刑法
第一九五號	一〇、五	ポイランド新民事訴訟法(一九三三 年)
第一九六號	一〇、六	獨逸刑法提要(上)
第一九七號	一〇、七	ソヴイェート・ロシアは犯罪を克服 する
第一九八號	一〇、八	伊太利刑法典
第一九九號	一〇、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪 法院條
第二〇〇號	一〇、一〇	一九二二年 第二回 海牙萬國手形 法統一會議議事錄
第二〇一號	一〇、一〇	一九二二年海牙に於ける爲替手形及 約束手形に於ける審査委員會會議記 錄

第二〇二號	昭和一〇、一	中華民國刑法・刑事訴訟法
第二〇三號	一〇、三	ユーゴスラヴキヤ新民事訴訟法
第二〇四號	一一、一	獨逸刑法提要(中)
第二〇五號	一一、一	德川民事慣例集 不動産の部(上)
第二〇六號	一一、二	佛國刑事訴訟法
第二〇七號	一一、三	伊太利刑法典報告
第二〇八號	一一、三	伊太利刑事訴訟法典報告
第二〇九號	一一、四	佛國民事訴訟法改正草案
第二一〇號	一一、四	米國に於ける指紋採取法(附)沃度 を以て檢出したる潜在指紋の定着方 法(獨)我司法省指紋原紙取扱規程 並指紋分類規程及同規程附表
第二一一號	一一、五	ナチスの法制及び立法綱要(刑法及 刑事訴訟法の部)
第二一二號	一一、五	英國の刑事裁判
第二一三號	一一、六	德川民事慣例集 不動産ノ部(下)
第二一四號	一一、六	個人主義的國家概念と法人國家
第二一五號	一一、七	獨逸刑法提要(下)
第二一六號	一一、八	德川民事慣例集 訴訟ノ部
第二一七號	一一、九	ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行 刑制度の改正について
第二一八號	一一、〇	新獨逸刑法に對する國民社會主義的 綱領(第一部)
第二一九號	一一、二	民事司法の疾患外三篇

第二二〇號	昭和一一、二	刑事政策(犯罪學を基礎とする)
第二二一號	一一、三	德川裁判事例(刑事ノ部)
第二二二號	一一、三	一九三〇年獨逸國株式會社法及 株式會社法草案並に說明書 一九三一年九月獨逸國株式會社 法改正に關する緊急律令
第二二三號	一一、一	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 の改正條文と各理由書
第二二四號	一一、二	獨逸辯護士の新職務法(附)改正獨 逸辯護士法條文
第二二五號	一一、三	佛國法學通論
第二二六號	一一、三	初等英法教科書
第二二七號	一一、四	フランス、ドイツ及イギリスに於け る裁判所と刑事
第二二八號	一一、四	第十一回國際刑法及び監獄會議關係 論文集
第二二九號	一一、五	滿洲帝國新刑法典草案同施行法新 刑事訴訟法典草案
第二三〇號	一一、六	獨逸刑事判決の作成
第二三一號	一一、七	新法律學の基本問題
第二三二號	一一、八	清國全權大臣李鴻章ヲ狙撃シタル小 山豐太郎ニ對スル謀殺未遂被告事件 記錄
第二三三號	一一、九	滿洲帝國民法典
第二三四號	一一、一〇	將來の獨逸刑法(總則)
第二三五號	一一、二	滿洲帝國商事法規

第二三六號	昭和三、一	將來の獨逸刑法(各則)上 刑法委員會事業報告
第二三七號	二、二	滿洲帝國民事訴訟法、強制執行法
第二三八號	二、三	將來の獨逸刑法(各則)下 刑法委員會事業報告
第二三九號	二、四	一九三七年獨逸株式法理由書
第二四〇號	二、五	法律家たるの適性に就て(法律家特 に判事の職務に就ての心理學的考 察)
第二四一號	二、六	一九三七年獨逸國司法官試補指導者 會議錄
第二四二號	二、七	株式會社貸借對照表論(上)
第二四三號	二、八	株式會社貸借對照表論(下)
第二四四號	二、九	獨逸に於ける試補養成上の諸問題
第二四五號	二、〇	戰爭と犯罪
第二四六號	二、一	一般條項への逃避及び獨逸大審院と 利益法學
第二四七號	二、二	イエーナに於ける檢事並に刑事裁判 官の刑事法講習、外法曹教育に關す る論文三篇
第二四八號	二、三	セバスタアン 商標法
第二四九號	二、四	フランク・シエヒター 商標に關する法律の史的基礎
第二五〇號	二、五	保險關係論集
第二五一號	二、六	評議の祕密

145  
54

日本標準規格A列五號

終